

○農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）
 （平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6374 号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>Ⅲ－２－３ 財務書類作成に当たっての留意事項 Ⅲ－２－３－１ 会計処理の原則 Ⅲ－２－３－１－１ 会計監査人設置組合等の会計処理</p> <p>企業会計審議会又は財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び実務対応報告等を含む。以下同じ。）は、次の（１）又は（２）に掲げる組合（以下「会計監査人設置組合等」という。）の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、会計監査人又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、会計監査人設置組合等が適切にしん酌すべき企業会計準等の範囲については、例えば、会社法制上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）（１）に掲げる組合以外で法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合</p> <p>会計監査人設置組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げるものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「外貨建取引等会計処理基準」（昭和 54 年 6 月 26 日付け企業会計審議会） ・ 「リースに関する会計基準」（令和 6 年 9 月 13 日付け企業会 	<p>Ⅲ－２－３ 財務書類作成に当たっての留意事項 Ⅲ－２－３－１ 会計処理の原則 Ⅲ－２－３－１－１ 会計監査人設置組合等の会計処理</p> <p>企業会計審議会又は財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び実務対応報告等を含む。以下同じ。）は、次の（１）又は（２）に掲げる組合（以下「会計監査人設置組合等」という。）の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、会計監査人又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、会計監査人設置組合等が適切にしん酌すべき企業会計準等の範囲については、例えば、会社法制上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）（１）に掲げる組合以外で法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合</p> <p>会計監査人設置組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げるものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「外貨建取引等会計処理基準」（昭和 54 年 6 月 26 日付け企業会計審議会） ・ 「リース取引に関する会計基準」（平成 5 年 6 月 17 日付け企

計基準委員会)

- ・ 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(平成10年3月13日付け企業会計審議会)
- ・ 「研究開発費等に係る会計基準」(平成10年3月13日付け企業会計審議会)
- ・ 「退職給付に係る会計基準」(平成28年12月16日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「税効果会計に係る会計基準」(平成10年10月30日付け企業会計審議会)
- ・ 「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日付け企業会計審議会)
- ・ 「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(令和元年7月4日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(令和6年9月13日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(令和2年3月31日付け企業会計基準委員会)

Ⅲ-2-3-1-2 会計監査人設置組合等以外の組合の会計処理

会計監査人設置組合等以外の組合についても、企業会計基準等の原則的な会計処理が採用されることが望ましい。

他方、会計監査人設置組合等以外の組合は、販売・購買等の経済事業を中心とする組合が大部分であり、このような事業を行う組合にあっては、会計監査人設置組合等と異なり、一般的にリスクの高い金融

業会計審議会第1部会)

- ・ 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(平成10年3月13日付け企業会計審議会)
- ・ 「研究開発費等に係る会計基準」(平成10年3月13日付け企業会計審議会)
- ・ 「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日付け企業会計審議会)
- ・ 「税効果会計に係る会計基準」(平成10年10月30日付け企業会計審議会)
- ・ 「金融商品に関する会計基準」(平成11年1月22日付け企業会計審議会)
- ・ 「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日付け企業会計審議会)
- ・ 「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(平成18年7月5日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(平成20年11月28日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日付け企業会計基準委員会)

Ⅲ-2-3-1-2 会計監査人設置組合等以外の組合の会計処理

会計監査人設置組合等以外の組合についても、企業会計基準等の原則的な会計処理が採用されることが望ましい。

他方、会計監査人設置組合等以外の組合は、販売・購買等の経済事業を中心とする組合が大部分であり、このような事業を行う組合にあっては、会計監査人設置組合等と異なり、一般的にリスクの高い金融

商品を保有せず、多数の組合員を含む利用者から貯金等の形で直接資金を受け入れることもない。また、比較的少数の組合員のほかは固定的な取引先との商取引が事業活動の大宗を占めている実態が見受けられる。

このような実態を踏まえれば、当該組合にとって重要性の低い企業会計基準等を一律に強制することは、費用対効果の観点からも必ずしも適当とは言えない。

以上を踏まえ、会計監査人設置組合等以外の組合にあつては、法令上明記されている事項を除き企業会計基準等の原則的な会計処理については一律に強制適用することは求めず、法令に明記されていない資産及び負債の評価等については、「中小企業の会計に関する指針」

(平成17年8月1日付け日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会)や「中小企業の会計に関する基本要領」(平成24年2月1日付け中小企業の会計に関する検討会)を判断の拠り所とすることを推奨するものとする。

なお、一概に会計監査人設置組合等以外の組合といっても、その規模・事業の種類は多様であり個別具体的な会計処理については、漸進的な会計品質の向上を旨とした指導監督がなされることが望ましく、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。

(注1) (略)

(注2) リースは、「リースに関する会計基準」により、原則として、使用権資産及びリース負債として認識した上で会計処理を行うものとされているが、会計監査人設置組合等以外の組合については、「中小企業の会計に関する指針」に規定する所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち借手の会計処理につき、同指針に基づき通常の賃貸借取引による方法に準じて会計処理を行うことができることとされていることに留意する。

商品を保有せず、多数の組合員を含む利用者から貯金等の形で直接資金を受け入れることもない。また、比較的少数の組合員のほかは固定的な取引先との商取引が事業活動の大宗を占めている実態が見受けられる。

このような実態を踏まえれば、当該組合にとって重要性の低い企業会計基準等を一律に強制することは、費用対効果の観点からも必ずしも適当とは言えない。

以上を踏まえ、会計監査人設置組合等以外の組合にあつては、法令上明記されている事項を除き企業会計基準等の原則的な会計処理については一律に強制適用することは求めず、法令に明記されていない資産及び負債の評価等については、「中小企業の会計に関する指針」

(平成17年8月1日付け日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会)や「中小企業の会計に関する基本要領」(平成24年2月1日付け中小企業の会計に関する検討会)を判断の拠り所とすることを推奨するものとする。

なお、一概に会計監査人設置組合等以外の組合といっても、その規模・事業の種類は多様であり個別具体的な会計処理については、漸進的な会計品質の向上を旨とした指導監督がなされることが望ましく、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。

(注1) (略)

(注2) リース取引は、「リース取引に関する会計基準」により通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとされているが、会計監査人設置組合等以外の組合については、「中小企業の会計に関する指針」に規定する所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち借手の会計処理につき、同指針に基づき通常の賃貸借取引による方法に準じて会計処理を行うことができることとされていることに留意する。

(注3) (略)

Ⅲ-2-3-2 資産及び負債等の評価

組合の資産及び負債等の評価については、特に以下の点に留意して実務対応がなされるよう指導監督を実施するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 「リースに関する会計基準」の適用

組合が農業関連施設等を農業者に利用させる取引が「リースに関する会計基準」におけるリースに該当する場合には、「リースに関する会計基準」に規定するリースの種類（所有権移転ファイナンス・リース、所有権移転外ファイナンス・リース、オペレーティング・リース）に応じ、リースの貸手としての会計処理を行うことに留意する。

(5) (略)

Ⅲ-2-3-3 決算書類の作成

法第36条の規定に基づく決算書類の作成については、施行規則に定めるところによるほか、特に以下の点に留意して指導監督を実施するものとする。

(1) (略)

(2) 個別記載項目に係る留意事項

①~⑤ (略)

⑥ 注記表において、リースにより使用する固定資産に係るオフバランス情報の開示が求められている（施行規則第131条の2第2項）。当該注記の具体的記載内容については、各リース資産の物理的な内容等の定性的な明細が求められているが、多額のリース資産を保有する組合等にあつては、自主的に定量的な情報（リース物件の取得価額相当額・未経過リース料残高相当額

(注3) (略)

Ⅲ-2-3-2 資産及び負債等の評価

組合の資産及び負債等の評価については、特に以下の点に留意して実務対応がなされるよう指導監督を実施するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 「リース取引に関する会計基準」の適用

組合が農業関連施設等を農業者に利用させる取引が「リース取引に関する会計基準」におけるリース取引に該当する場合には、「リース取引に関する会計基準」に規定するリース取引の種類（所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外ファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引）に応じ、リース取引の貸手としての会計処理を行うことに留意する。

(5) (略)

Ⅲ-2-3-3 決算書類の作成

法第36条の規定に基づく決算書類の作成については、施行規則に定めるところによるほか、特に以下の点に留意して指導監督を実施するものとする。

(1) (略)

(2) 個別記載項目に係る留意事項

①~⑤ (略)

⑥ 注記表において、ファイナンス・リース取引により使用する固定資産に係るオフバランス情報の開示が求められている（施行規則第127条第1項第4号）。当該注記の具体的記載内容については、各リース資産の物理的な内容等の定性的な明細が求められているが、多額のリース資産を保有する組合等にあつては、自主的に定量的な情報（リース物件の取得価額相当額・未

等)が開示されることが望ましい。

⑦・⑧ (略)

別添3 別紙様式・記載例・定款例集

II-2-1-2 別紙様式2-1 (自己資本基準等改善状況の報告)

(別添)

財務改善計画書

農業協同組合(連合会)名

1. (略)

2. 改善目標(総括表)

(単位: %、百万円)

	(略)	(略)		(略)
(略)				
リース負債の額 ④				
(略)				

3. (略)

経過リース料残高相当額等)が開示されることが望ましい。

⑦・⑧ (略)

別添3 別紙様式・記載例・定款例集

II-2-1-2 別紙様式2-1 (自己資本基準等改善状況の報告)

(別添)

財務改善計画書

農業協同組合(連合会)名

1. (略)

2. 改善目標(総括表)

(単位: %、百万円)

	(略)	(略)		(略)
(略)				
リース債務の額 ④				
(略)				

3. (略)

Ⅱ－２－１－２ 別紙様式２－２（自己資本基準等改善状況の報告）

（別添資料１）

財務改善計画書

〇〇厚生農業協同組合連合会

１．（略）

２．自己資本基準の改善目標

（１）自己資本基準

① 実績（過去５ヵ年） （単位：千円）

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
リース負債の額 ④					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

② 計画（３ヵ年）

	(略)	(略)	(略)
(略)			

Ⅱ－２－１－２ 別紙様式２－２（自己資本基準等改善状況の報告）

（別添資料１）

財務改善計画書

〇〇厚生農業協同組合連合会

１．（略）

２．自己資本基準の改善目標

（１）自己資本基準

① 実績（過去５ヵ年） （単位：千円）

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
リース債務の額 ④					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

② 計画（３ヵ年）

	(略)	(略)	(略)
(略)			

リース負債の額 ④				リース債務の額 ④			
(略)				(略)			
(2)～(4) (略)				(2)～(4) (略)			
3. (略)				3. (略)			

附 則（令和 8 年 3 月 31 日付け 7 経営第 2533 号経営局長通知）

（施行日）

第 1 条 本通知は、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 24 号）の施行の日（令和 8 年 3 月 31 日）から施行する。

（経過措置）

第 2 条 本通知による改正後のⅢ－2－3－1－1（「リース取引に関する会計基準（平成 5 年 6 月 17 日付け企業会計審議会第 1 部会）」を「リースに関する会計基準（令和 6 年 9 月 13 日付け企業会計基準委員会）」に改める改正規定に限る。）、Ⅲ－2－3－1－2、Ⅲ－2－3－2、Ⅲ－2－3－3 並びにⅡ－2－1－2 別紙様式 2－1 及び別紙様式 2－2 は、令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、本通知による改正後の規定を適用することができる。